平成２２年（フ）第３３１０号
名古屋市西区比良３丁目81番地　ルーチェ101号
債務者　武井　寿佳
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３６２号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘17棟305号
債務者　鈴木　尚美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４０７号
名古屋市北区如意４丁目34番地
債務者　早田　秀則
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４５号
愛知県岡崎市井内町字下河原17番地２
債務者　渡邉麻衣子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８５０号
愛知県碧南市東山町５丁目46番地１
債務者　野上　未季（旧姓福本）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８７６号
愛知県岡崎市上地４丁目23番地15　ファミール上地Ｂ―105
債務者　山口　千春
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
兵庫県姫路市別所町佐土813番地25
債務者　遠藤　昌孝
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８９５号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台５丁目71番地２西夢前第二宿舎２棟407号室、従前の住所兵庫県姫路市白国１丁目３番５号　和光荘
債務者　山本　浩二
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１６１９号
広島県廿日市市佐方562番地12
債務者　河村　悦子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７２２号
広島市西区横川町３丁目９番12―402号
債務者　藏本　　忠
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３６号
広島市佐伯区五日市１丁目12番15―301号
債務者　野田　修一
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７４８号
広島市中区榎町３番22―403号
債務者　鷲頭　良平
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７４９号
広島市中区榎町３番22―403号
債務者　鷲頭眞理子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７５４号
広島市南区出汐４丁目２番15―201号　幸田ビル
債務者　内藤　秀一
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７８１号
広島市中区富士見町16番16―1103号
債務者　馬渡　耕二
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４７号
香川県東かがわ市中山440番地２
債務者　片岡　　勲
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４７６号
香川県高松市一宮町362番地３
債務者　植田　七英（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７９号
福岡県柳川市大和町中島615番地
債務者　古賀　隆之
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係